

財務省理財局監査（平成20年2～3月実施）結果の概要及び対応

<監査における指摘事項>

機関保証制度について

- （財）日本国際教育支援協会に対する代位弁済請求について、18年度の実績が11件、7百万円（第一種学資金を含む。）に留まっているが、請求の対象となる債権（履行遅延が1年に達した債権）であるにもかかわらず、債務者に対する督促が不十分であること等、協会への請求要件を具備せず請求に至っていない債権（以下「請求未了債権」という。）797件、債権額1,021百万円（20年2月現在、第一種学資金を含む。）の存在を確認した。
また、これに関連して以下の問題も生じている。
- 協会と締結した「包括保証契約書」において、保証履行の範囲が「利息及び延滞金についての代位弁済は395日を限度とする」とされているため、請求未了債権の利息及び延滞金の一部を請求できない状況が生じていること。
- 制度導入時に実施した保証料水準等に関するシミュレーションについて、回収手続きの強化策など前提条件の一部が実現していないこと。

<対応>

- 機構が（財）日本国際教育支援協会の請求要件を具備していないことから請求するに至っていない請求未了債権については、返還猶予願の督促の厳格な実施、関係機関への照会及び住居確認のための訪問（現地調査）、個別訪問等による返還誓約書の督促を強化するとともに、協会と協議の上、その対策について早急に措置することとする。更に、機関保証室の体制整備（平成21年度を目途）を含め、機関保証選択者の返還状況を的確に管理するとともに早期に代位弁済請求の実施を図る。
- 「機関保証制度検証委員会」を設置し、保証料率の見直しを含め機関保証の妥当性を検証するとともに適切な情報開示を行う。